

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月1日
【会社名】	株式会社ジオネクスト
【英訳名】	GEONEXT Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅井 克仁
【本店の所在の場所】	東京都台東区蔵前三丁目6番7号
【電話番号】	03-5809-1850
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画管理本部長 成瀬 岳史
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区蔵前三丁目6番7号
【電話番号】	03-5809-1850
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画管理本部長 成瀬 岳史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 868,972,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,389,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となります。

- (注) 1. 平成26年8月1日開催の取締役会にて決議しました。  
2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入金額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	6,389,500株	868,972,000	434,486,000
一般募集			
計(総発行株式)	6,389,500株	868,972,000	434,486,000

- (注) 1. 発行価額の総額を、割当予定先に対して第三者割当の方法で割り当てます。  
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、434,486,000円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
136	68	100株	平成26年8月18日		平成26年8月18日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
3. 金銭出資による申込及び払込の方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込をし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格を払い込むものいたします。  
4. 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式に係わる割当てを受ける権利は消滅します。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジオネクスト経営企画管理本部	東京都台東区蔵前三丁目6番7号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番2号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
868,972,000	11,712,000	857,260,000

(注) 1. 発行費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は以下のとおりであります。

有価証券届出書作成費用 500,000円

割当予定先等調査費用 3,000,000円

登記費用 3,212,000円

MKコーポレーション合同会社(東京都世田谷区奥沢2-1-10、代表社員 富田雅史)に対するファイナンシャル・アドバイザー報酬 アドバイザリー業務内容・調整、関連情報の提供

第三者割当引受先の紹介

紹介者の金銭による払込金額に対する割合(5%) 5,000,000円

## (2)【手取金の使途】

具体的な使途 (具体的な使途は、差引手取概算額の合計を基準に記しております。)	金額(百万円)	支出予定時期
1 IT関連事業	約30百万円	
研究開発費	約30百万円	平成26年8月～12月
2 環境事業	約20百万円	
運転資金	約20百万円	平成26年8月～12月
3 再生可能エネルギー事業	約440百万円	
発電所用地購入	約80百万円	平成26年8月～12月
発電設備開発費	約360百万円	平成26年8月～平成27年4月
4 ヘルスケア事業	約367百万円	
4-1 先端医療関連事業分野	約35百万円	
研究開発費用	約35百万円	平成26年8月～平成27年6月
4-2 医薬品・サプリメント事業分野	約45百万円	
運転資金	約45百万円	平成26年8月～平成27年3月
4-3 調剤薬局事業分野	約287百万円	
店舗開発費用	約287百万円	平成26年8月～平成27年7月
合計金額	約857百万円	

本件で調達する手取資金約857百万円は再生可能エネルギー事業およびヘルスケア事業に重点的に使用致しますが、事業別の具体的な資金使途は以下のようになります。なお、当社は常勤の役職員(除く監査役)は14名ですが、下記の事業を推進するに当たっては、アルバイトなどの非正規雇用社員の活用、他社への業務委託などを活用してまいります。

## 1. IT関連事業

IT業界におきましては、今後ネットワーク・インフラの高速化とハードウェアの性能向上に伴い、大容量のデータが様々なハードウェア間で流通することが予想され、その大容量データの一つが映像コンテンツであると予測されています。そのハードウェアは、パソコンやスマートデバイスであったり、デジタル・サイネージや医療分野等で利用される業務向け表示装置、4K・8Kテレビ放送(今後開始予定)に対応したテレビ装置等であります。こうした背景のもと、当社は平成26年2月より、大型液晶ディスプレイにタッチセンサーを搭載した、所謂大型スマートデバイスである「電子黒板pInus」の販売を開始し、これに関連するデジタル・サイネージを実現する商品の提供も開始いたしました。

当社におきましては、今後ハードウェアの性能と映像コンテンツの品質を100%引き出すための高品質なソフトウェア技術が必要になると予想しており、ハードウェアの販売開始に続いて、今後の映像コンテンツの主流となるフルハイビジョンの4倍の画素数である4Kや、2020年に放送開始が予定されている8Kスーパーハイビジョン等、超高精細映像コンテンツを、HTML等のWebコンテンツと融合させて配信・表示することに特化したソフトウェア技術の開発を行う計画であり、本件で調達する資金のうち平成26年に約30百万円をその研究開発費用（当社の従来製品とは異なるソフトウェア技術の調査・研究、開発活動のための人件費及び外注費（合計60人月相当））として充当し、平成27年年央に商品化する予定であります。

## 2. 環境事業

当社グループの環境事業においては、平成24年5月に新たな事業として「福島除染・復興・復旧プロジェクト」を発足し、除染の請負及び除染や瓦礫処理に関するテクニカルオペレーターの派遣等を主軸とする復興支援事業を行ってまいりましたが、一部工事の採算が悪化し想定した利益の獲得には至らなかったことに加え、建設業界における人材不足、それに伴う労務費の高騰、物価の上昇による資材高騰等により、今後、復興支援事業における事業環境の悪化が懸念され、これらを要因としたコストの増加が見込まれることから、外的要因を受けやすい収益構造である事業の継続は困難であり、当社グループの業績に与えるリスク等について総合的に勘案した結果、平成26年3月31日に「子会社の一部事業の廃止に関するお知らせ」として開示いたしましたとおり、環境事業における復興支援事業の廃止を決定いたしました。

環境事業において、ビル建物等のメンテナンスサービスを行う環境メンテナンス事業を、平成25年3月に子会社化した東環が行っており、当事業は順調に推移しており、平成26年12月期第1四半期連結累計期間においては、売上高約77百万円、営業利益約8百万円となりました。今後、環境メンテナンス事業を環境事業の中核として位置付け、更なる拡大を図る予定です。これを実現するためにビル管理に精通した人員を確保し、IT関連事業と連携して現在の陣容で、平成25年11月8日に決議した増資により調達した資金のうち計画通り約28百万円を投資し、IT化を進めることにより人手に依存する業務の効率を上げ、業務範囲の拡大を進めて安定したストック・ビジネスの事業基盤強化を図ります。ビル建物等のメンテナンスサービスは労働集約型産業であり、新規案件獲得の際に案件規模に比例した一時的な人件費（商品であるメンテナンスサービスを提供する実働人員）に対する投資が必要となるため、今回調達した資金のうち、運転資金（実働部隊を構成するパート・アルバイト等臨時職員の人件費（160人月）と臨時職員募集の諸経費）として約20百万円を充当する予定であります。

## 3. 再生可能エネルギー事業

平成26年2月の日本地熱発電株式会社設立以降、地熱・温泉バイナリー発電所建設に適した土地の取得に向け活動をしてきましたが、平成26年6月6日に「固定資産の取得に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、九州電力が地熱発電所を展開している鹿児島県指宿市山川地区において、簡易調査の結果、発電能力1,500kW程度（発電端）のポテンシャルを有するとみられる源泉（9気圧、160 の蒸気が湧出中）および発電設備設置のための土地（以下、源泉と土地をあわせて本土地和称します）を60百万円で取得いたしました。今後、本土地におきましては、源泉のポテンシャルの正確な調査、源泉の拡張掘削、発電機設置のための土地造成などを経て発電機を設置、平成27年の早い時期に売電開始を目指します。今回調達した資金のうちこれらの発電施設開発に360百万円を充当し、平成25年11月8日に決議し、平成26年3月31日現在までに新株予約権の行使により調達した資金のうち再生可能エネルギー事業の地質調査・計測業務委託費に充当する予定であった80百万円をこれらの発電施設開発に充当する予定であります。これらの合計金額である440百万円の投資の内訳は、源泉の拡張再掘削および発電機設置の土地造成に約120百万円、250kWの発電機及び付帯設備購入費用に320百万円を充当する計画であります。なお当該金額は、前者に関しては当社が依頼した複数の土木業者からの口頭での説明であり、当社内で慎重に精査・検討した結果、妥当な金額と判断しております。後者に関しては当社が設置予定の発電機の販売先に対するヒアリングに加え他の発電機メーカーからも発電機の価格に関する情報を入手し、当社内で慎重に精査・比較検討した結果、妥当な金額と判断しております。現時点で本土地における発電能力は1,500kW程度（発電端）と見込んでおりますが、今回調達する資金及び平成25年11月8日に決議し、平成26年3月31日現在までに新株予約権の行使により調達した資金の合計額440百万円で建設できる発電設備は250kWが上限であります。今後の源泉の再掘削及び源泉のポテンシャル調査の結果、簡易調査と同じく1,500kW程度（発電端）の発電能力が確認された場合、もしくは今回導入を計画している250kWを超える発電能力が確認された場合には、発電機の増設のためにさらなる資金調達を模索していく所存であります。なお、経済産業省の定める固定価格買取制度の利用によって今年度中に発電所の設備認定を受けた場合には、今後15年間、1 kWhあたり40円（税抜）で売電が可能となります。この売電単価40円を前提に、発電端出力を250kW、所内動力を25%と仮定すれば、一日24時間、年間340日（定期メンテナンスなどで年間25日間は発電しないという想定）稼働で、年間売上高が61百万円程度になることが見込まれます。当社におきましては、平成26年内に設備認定を取得し、平成27年春頃に売電を開始する計画であります。

地熱・温泉バイナリー発電事業においては源泉のポテンシャルが事業採算性に大きな影響を与えるため、ポテンシャルが高いもしくは高いと見込まれる源泉の獲得競争が激しくなっております。このため本土地での売電開始前ではありますが、当社がさまざまな角度から検討した結果、発電ポテンシャルが高く事業採算性が最も高い地域と判断した鹿児島県指宿市山川地区において、本土地とは別の新たな源泉・発電機設置用地の取得も同時に推進し、その費用として、当該土地の保有者から提示されている80百万円を充当する予定であります。当該土地においては、現在の源泉の所有者が過去に掘削を行った際のデータを基に、地熱発電に関わる企業が2,000kW程度のポテンシャルがあると見込んでおり、60百万円で購入した本土地の1.3倍程度のポテンシャルを有するために、80百万円という金額は妥当であると考えております。なお、現時点では、当社においては当該土地のポテンシャル調査は行っておりませんが、当該土地購入契約締結前にポテンシャル調査が実施できるよう当該土地の所有者と交渉中であります。

#### 4. ヘルスケア事業

先端医療関連事業分野におきましては、有効な根本治療が無い一方で患者数が多くクリニカル・ニーズの高い疾病等における先端医療の早期実用化を目指すための研究テーマの選別ならびにパイプラインの構築を行ってまいりましたが、現在、2つのテーマに関して大学等との共同研究の実施準備を行っております。平成26年7月以降、遺伝子導入によるパーキンソン病治療のための臨床試験（第1相）ならびに遺伝子導入によるALS（筋委縮性側索硬化症）治療前臨床試験（大型動物を使用した安全性試験）を各研究機関とともに開始するための契約書締結準備中であり、今回調達する資金のうち35百万円を研究開発費用として充当する予定であります。なお、当事業が安定的に収益に寄与する時期は、パーキンソン病に関しては先進医療制度の適用が始まる平成27年後半、ALSに関しては同じく平成28年後半、とそれぞれ予測しております。当該子会社において、共同研究を通して、遺伝子導入製剤の薬事承認を取得し、遺伝子治療センター、及び、遺伝子導入製剤の生産施設等の設置を検討し、遺伝子導入製剤の（製造）販売を担っていく計画です。当該子会社が開発中の案件は、根本治療がない難病疾患の治療に関する案件が多く、一般的な医薬品開発案件とは大きく異なります。（通常のバイオ企業と異なり、ライセンス・アウトは考えておりません。ほとんどの製薬企業では遺伝子導入製剤の対応ができないからです）遺伝子治療という新しい分野に取り組み、イノベーションの度合いが大きいため、開発途中で導出することなく、遺伝子治療の実施体制を自ら確実に確立し、難病疾患の治療に貢献する結果として高い収益性を実現していく予定です。そのため、今後の共同研究は原則、厚生労働省の認可に基づいたヒトでの臨床試験またはそれに準じるもので、かつ早期に事業化を狙えるものに絞って進んでいく方針で展開しますが、パーキンソン病及びALSも、この方針に合致した研究であります。パーキンソン病の第1相試験は、共同研究先で既に実施しPOCも確立済みの臨床研究の再試験であるため、実施後速やかに第2相試験開始の準備に移行できる状況です。ALSに関しても前臨床では既にPOCを確立済みで、安全性の確認を終え次第、第1相試験に移行が可能であり、同様に第2相試験へ速やかに移行する準備を並行的に進めて参ります。従いまして、最終的な薬事申請の前に、先進医療制度を活用した第2相試験（有償）を実施し、その自由診療部分で一部収益化を果たすことが可能と判断しております。

医薬品・サプリメント事業分野におきましては独自の商品開発を進めており、販売を検討中である製品の最終処方決定及びサンプル品による社内テストを実施中であり、各社との製造委託契約の締結準備中であり、今後は、機能性安全性試験を経て平成26年下半年中に、5種類程度のサプリメントを自社の費用で製造し直接販売する予定であります。これと平行してリップケア商品の開発も行っております。唇も皮膚の一部ですが、通常はリップクリームなどを塗るケアが施される程度であります。顔の皮膚と同様に唇専用の化粧水や美容液によって、本格的な唇ケアを行い、ハリ・ツヤ・潤いのある唇を維持するための商品として、プロダクト・インにより新たな市場を開拓していく所存であります。販売に関しては他社と業務提携を行い実施する方向で交渉中ではありますが、当社は総費用の半分程度を負担する予定であり、今回調達する資金のうち、製品初期在庫費用、広告宣伝費などを含む運転資金として45百万円を充当する予定であります。なお、平成26年下半年中にサプリメント販売を開始し、平成27年度には安定的に営業黒字を計上していく計画であります。

調剤薬局事業分野におきましては、平成26年7月22日に「子会社設立のお知らせ」で開示いたしましたとおり、調剤薬局の運営を行う「株式会社仙真堂」を平成26年7月31日に設立いたしました。同社におきましては、健全な高齢化社会の形成に資する事を目的として、地域中核病院の門前に保険調剤薬局（名称：仙真堂薬局）を開設する計画であります。当初は青森県八戸市にある八戸赤十字病院周辺及び同じく青森県八戸市にある青森労災病院周辺に仙真堂薬局を開設する計画であり、前者は平成26年12月、後者は平成27年1月の開業を目指しております。仙真堂薬局におきましては、病医院の発行する処方箋に従って調剤を行うだけにとどまらず、漢方薬やOTC医薬品を取扱い、当社が開発するアンチエイジング効果のあるサプリメントの販売を積極的に行ってまいります。また、先端医療関連事業に取り組み、創薬を目的とする当社子会社・株式会社遺伝子治療研究所と仙真堂薬局との間で知見を共有する事によって生じるシナジー効果も期待されます。

ドラッグストアが調剤薬局事業に進出し、コンビニエンスストアや家電量販店と協業して調剤薬局を展開する薬局チェーンが散見されるなど、調剤薬局業界全体がチャレンジを求められている時勢であります。

利用者の視点に立てば、依然として病院門前の調剤薬局のニーズは高く、利便性を追求したサービスを大病院前に展開する事により、安定した処方箋枚数を確保することができるものと考えております。今回調達する資金のうち287百万円を充当して、仙真堂薬局2店舗を平成26年後半から平成27年にかけて開設する予定であり、平成27年度は安定的に営業黒字を計上する計画であります。当該金額は建設業者及び医療機関・医療施設コンサルタント会社等からの複数のヒアリングに基づき、当社内で慎重に精査した結果、妥当であると判断いたしました。

なお、調達した資金は実際の支出時期まで銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

#### 5. 平成25年11月8日に決議した増資の状況

当社は、平成25年11月8日に第三者割当による新株式及び新株予約権発行決議を行い、平成25年12月25日に差引手取額約175百万円の増資を実施いたしました。また、行使後差引手取額約296百万円の新株予約権を発行し、平成26年3月31日現在で、新株予約権5,263個の内、5,263個全てが行使され、差引手取額約296百万円の増資を実施いたしました。新株式発行による差引手取額と合算して差引手取額約471百万円の増資となっております。

平成25年12月25日の増資により調達した資金は、既存事業であるIT関連事業と環境事業の運転資金に約200百万円、未払い金・預かり金の返済に約50百万円、再生医療等先端医療関連事業を含めたヘルスケア事業及び再生可能エネルギー事業の新たな事業の運転資金に約60百万円、単元株制度採用に係る単元未満株式買取資金及び手数料等に約1百万円と、合計約131百万円の資金を充当し、収益基盤の強化を進めております。残金約44百万円につきましては、計画通りに環境メンテナンス事業(ビル・建物管理に特化したCRMシステムの開発及び構築費用に約100百万円)及び再生医療等先端医療関連事業を含めたヘルスケア事業(サプリメント商品仕入れ代金に約100百万円)への投資、単元株制度採用に係る単元未満株式買取資金及び手数料等に約24百万円を充当する予定であります。

平成26年3月31日現在までに新株予約権の行使により調達した資金は、IT関連事業における事業拡大費用に約150百万円、環境事業における事業拡大費用に約200百万円、再生可能エネルギー事業における運転資金に約100百万円、再生医療等先端医療関連事業を含めたヘルスケア事業における運転資金に500百万円と、合計320百万円の投資を行い、収益力の強化と今後の収益確保のための新製品を市場に投入しています。残金約264百万円につきましては、計画通りにIT関連事業(Webアプリケーションの開発～運用に至る有償サービス開発費用に約350百万円)、環境メンテナンス事業(ビル・建物管理に特化したCRMシステムの整備・運用費に約280百万円)、再生可能エネルギー事業(人件費・販売管理費の運転資金に約100百万円、地質調査・計測業務委託費に充当する予定であった約80百万円を発電施設開発に充当)、再生医療等先端医療関連事業を含めたヘルスケア事業(人件費・販売管理費の運転資金及びサプリメント商品仕入れ代金に約111百万円)へ投資する予定であります。

平成25年11月8日に決議した増資により調達した資金により、平成26年1月30日付け「子会社の設立に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、日本地熱発電株式会社を設立して再生可能エネルギー事業を開始し、平成26年6月6日付け「固定資産の取得に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、地熱・温泉バイナリー発電を行うための発電用地を取得し、地熱エネルギーを有効活用する地熱・温泉バイナリー発電所建設の準備を進めております。さらに、平成26年6月30日付け「再生可能エネルギー事業の進捗状況について」にて開示いたしましたとおり、日本地熱発電株式会社は特定規模電気事業者として、平成26年6月25日に特定規模電気事業開始届出書を経済産業省・資源エネルギー庁に提出し受理されており、特定規模電気事業者として電力会社と系統連系の相談を開始しております。また、再生医療等先端医療関連事業を含めたヘルスケア事業におきましては、平成26年5月16日付け「子会社の設立に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、株式会社遺伝子治療研究所を設立して先端医療関連事業を開始しております。また、平成26年7月22日付「子会社の設立に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、平成26年7月31日に株式会社仙真堂を設立して、調剤薬局開業の準備を進めております。IT関連事業においては、平成26年3月13日にクラウドサービス上のサーバーを容易に管理することができる新製品TurboLinux Appliance Server 4.0の販売を開始しております。これらの新規事業の開始及び既存事業における新製品の投入は、当社が重要課題として掲げている「顧客基盤の拡大」「成長戦略に不可欠な人材の確保及び協力会社の活用」に取り組むための土台となり、成長戦略の実現に向けて邁進しております。また成長戦略の実現には、財務体質を強化が不可欠であり、平成25年11月8日に決議した増資により調達した資金を事業資金・運転資金を確保・投入することができております。当社平成26年12月期第1四半期には、当社純資産が前会計年度末に比べ257百万円増加し440百万円となり財務体質が改善しております。

平成25年11月8日に決議した第三者割当増資において調達した資金の支出予定時期は終了しておりませんが、前述したように日本地熱発電株式会社ならびに株式会社遺伝子治療研究所を設立し、地熱・温泉バイナリー発電所建設のための源泉・土地の取得や調剤薬局開設などの事業用地選定や取得に係る展開が当初想定以上に早く進んでいるために、今回、第三者割当により資金調達を実施し、主に設備投資資金とするものであります。

当社は平成25年5月に決議した第三者割当増資で40百万円、新株予約権の発行・行使により約44百万円の資金を調達致しました。このうち40百万円は債務の返済に充当し、44百万円はモバイルコンテンツ事業及び復興支援事業への投資に充当いたしました。結果、モバイルコンテンツ事業については、キャラクター関連の使用交渉遅延から収益率の高い商品の投入が不可能となったため、前会計年度累計売上額79百万円、営業利益1百万円となり、復興支援事業については、建設業界における人材不足、それに伴う労務費の高騰、物価上昇による資材高騰等による事業環境の変化により前会計年度累計売上額155百万円、営業利益3百万円となり、いずれの事業も収益への貢献には至りませんでした。

また平成25年11月に決議した第三者割当増資で約175百万円、新株予約権の発行・行使により約296百万円の資金を調達致しました。これらの資金により目標のひとつである財務体質の強化(当社平成26年12月期第1四半期には、当社純資産が前会計年度末に比べ257百万円増加し440百万円となりました)は達成することができましたが、もうひとつの目標である新規事業の育成ならびに収益化は、再生可能エネルギー事業、ヘルスケア事業ともに投資は継続中であり、平成27年度から投資を回収する計画となっております。既存事業である環境事業における事業環境の悪化(人件費高騰や資材費高騰など)等が影響して現時点では営業赤字が継続しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は今後継続して、成長戦略を実行し、収益性の改善及びキャッシュ・ポジションの安定化並びに財務体質の強化を図り、株主利益の最大化を図るべく企業価値を向上して参ります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### (1) 株式会社リゾート&メディカル

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社リゾート&メディカル	
	本店の所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号	
	直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 平成26年6月27日 第80期(平成25年4月1日 - 平成26年3月31日)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している当社の株式の数	当社普通株式14,036,000株を保有し、持株比率41.89%の当社の筆頭株主であります。
	人事関係	割当予定先の取締役(1名)が当社の子会社である日本地熱発電株式会社の取締役を兼務しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年6月30日現在のものです。

## (2) 須田 忠雄

a. 割当予定先の概要	氏名	須田 忠雄	
	住所	群馬県桐生市	
	職業の内容：名称及び肩書き	株式会社シンプル 代表取締役	
	所在地	東京都中央区新川2-7-11	
	事業の内容	経営コンサルタント業	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年6月30日現在のものです。

## (3) 長與 博典

a. 割当予定先の概要	氏名	長與 博典	
	住所	東京都新宿区	
	職業の内容：名称及び肩書き	株式会社東洋ビルサービス 代表取締役	
	所在地	東京都千代田区三崎町2-7-6	
	事業の内容	ビル建物総合管理業	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。但し、平成25年3月28日から平成26年2月27日まで、長與博典氏は当社の取締役でありました。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社と長與氏が代表取締役を務める株式会社東洋ビルサービスとの間で業務委託契約を締結し、清掃業務を受託しています。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年6月30日現在のものです。

## c. 割当予定先の選定理由

当社は、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の課題であります早期黒字化の実現に向け、財務体質の改善、経営基盤の強化、収益機会の創出を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。これらを実行していくために、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるため、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念、高い支払利息等、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討する中、当社の中期経営計画に沿った収益の獲得に不可欠な新規事業展開に係る投資資金を一括調達するために、資金調達の確実性を考慮し第三者割当の新株式発行による資金調達を割当予定先と交渉してまいりました。

今回の割当予定先については、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がなく、当社の経営方針・経営計画に理解を示していただける投資家の紹介を当社のフィナンシャル・アドバイザーでありますMKコーポレーション合同会社（以下「MKコーポレーション」という。）へ平成26年5月頃依頼し、資金調達先として平成26年6月頃より紹介を受け、投資を受けるに至りました。

当社とMKコーポレーションとの関係は、当社代表取締役の知人であった富田雅史氏（MKコーポレーション合同会社：東京都世田谷区、代表社員：富田雅史）に投資家との仲介を引き受けていただくこととなり、平成26

年5月にアドバイザー契約を締結いたしました。当社は、MKコーポレーションと本第三者割当増資に向け協議を重ね、当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただける割当予定先として、MKコーポレーションからは、富田雅史氏の知人である、須田忠雄氏をご紹介いただき、また、平成26年6月30日現在、当社の筆頭株主である株式会社リゾート&メディカル及び、平成25年3月28日から平成26年2月27日までの間、当社の取締役に就任してありました長與博典氏にも、当社の事業戦略、資金の必要性及び時期等をご理解頂いたうえで、合計1社2名の割当予定先(以下「割当予定先等」という。)に今回の資金調達の支援をして頂くことになりました。

(ア) 株式会社リゾート&メディカル

株式会社リゾート&メディカルは、平成26年6月30日現在、当社の筆頭株主であり、割当先の代表取締役である板橋光一氏に対し、当社の経営環境、経営課題、経営戦略等を説明し、本第三者割当増資を理解していただき、同社の資金運用の一環として、今回の資金調達の支援をして頂くことになりました。

(イ) 須田 忠雄

須田忠雄氏については、MKコーポレーションを通じ、平成26年6月に富田氏よりご紹介頂き、当社の経営環境、経営課題、経営戦略等を理解していただき、須田忠雄氏の資金運用の一環として、今回の資金調達の支援をして頂くことになりました。

(ウ) 長與 博典

長與氏は、平成25年3月28日から平成26年2月27日まで当社の取締役であったこともあり、当社の経営環境及び経営課題について十分ご理解を頂いており、当社の早期黒字化に向け支援をするために当社株式を保有したいとの意向を頂きました。

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社リゾート&メディカル	当社普通株式	5,433,800株
須田忠雄	当社普通株式	735,200株
長與博典	当社普通株式	220,500株

e. 株券等の保有方針

(ア) 株式会社リゾート&メディカル

当社は、株式会社リゾート&メディカルより、株式の保有方針について、中長期間(最低限1年)で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になる事態が生じ又は生じるおそれがあると株式会社リゾート&メディカルが判断した場合等、特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことを口頭にて確認しております。当社からの強い要望により、平成26年6月2日以降、株式会社リゾート&メディカルの取締役が当社の子会社である日本地熱発電株式会社の取締役を兼務しておりますが、これ以上当社の経営に積極的に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、株式会社リゾート&メディカルより、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書にて受領し確認しております。

また、当社と割当予定先との間におきまして、割当予定先が払込期日から2年間に於いて当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手しております。なお、当社は、株式会社リゾート&メディカルより受領した確約書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(イ) 須田 忠雄

当社は、須田忠雄氏より、株式の保有方針について、中長期間(最低限1年)で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になる事態が生じ又は生じるおそれがあると須田忠雄氏が判断した場合等、特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことを口頭にて確認しております。また、当社の経営に積極的に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、須田忠雄氏より、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書にて受領し確認しております。

また、当社と割当予定先との間におきまして、割当予定先が払込期日から2年間に於いて当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手しております。当社は、須田忠雄氏より、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書にて受領し確認しております。

(ウ)長與 博典

当社は、長與博典氏より、株式の保有方針について、中長期間(最低限1年)で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になる事態が生じ又は生じるおそれがあると長與博典氏が判断した場合等、特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことを口頭にて確認しております。また、当社の経営に積極的に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、長與博典氏より、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書にて受領し確認しております。

また、当社と割当予定先との間におきまして、割当予定先が払込期日から2年間に於いて当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手しております。当社は、長與博典氏より、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書にて受領し確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

(ア)株式会社リゾート&メディカル

当社は、株式会社リゾート&メディカルの払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受については金銭出資の方法であり、当該資金につきましては、預金通帳のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

(イ)須田 忠雄

当社は、須田忠雄氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受については金銭出資の方法であり、当該資金につきましては、預金通帳のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

(ウ)長與 博典

当社は、長與博典氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受については金銭出資の方法であり、当該資金につきましては、預金通帳のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

g. 割当予定先の実態

(ア)株式会社リゾート&メディカル

株式会社リゾート&メディカルは、当社の議決権の41.89%を保有する筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用関連会社であります。親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等株式会社リゾート&メディカルと当社の関係におきましては、当社からの強い要請を株式会社リゾート&メディカルに受諾いただき、不動産関係に長い経験及び知見を有する同社の取締役(1名)が、平成26年6月2日以降に当社の子会社である日本地熱発電株式会社の取締役を兼務しております。その他、現時点において特別の関係はなく、経営・事業活動における意思決定において制約はなく、一定の独立性を確保している状況にあります。

また、当社は、株式会社リゾート&メディカルが反社会的勢力との関係を一切有しないことを示す確認書の提出を受けております。この確認書とは別に、当社においても第三者の信用調査機関である株式会社TMR(所在地:東京都千代田区神田錦町3番15号 代表取締役 高橋新治)に、株式会社リゾート&メディカル及び同社の役員ならびに主要株主の犯歴、反社会的勢力からの影響等の調査を依頼し、株式会社リゾート&メディカル及び同社の役員ならびに主要株主には犯歴がないこと並びに暴力団等の反社会的勢力では無いこと、反市場等の反社会的事項が無いことの回答を得ております。当社といたしましては、株式会社リゾート&メディカルが暴力団等の反社会的勢力とは関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(イ)須田 忠雄

当社は、須田忠雄氏が反社会的勢力との関係を一切有しないことを示す確認書の提出を受けております。当社においても第三者の信用調査機関である株式会社TMRに、須田忠雄氏の犯歴、反社会的勢力からの影響等の調査を依頼し、須田忠雄氏には犯歴がないこと並びに暴力団等の反社会的勢力では無いこと、反市場等の反社会的事項が無いことの回答を得ております。当社といたしましては、須田忠雄氏が暴力団等の反社会的勢力とは関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(ウ)長與 博典

当社は、長與博典氏が反社会的勢力との関係を一切有しないことを示す確認書の提出を受けております。当社においても第三者の信用調査機関である株式会社TMRに、長與博典氏の犯歴、反社会的勢力からの影響等の調査を依頼し、長與博典氏には犯歴がないこと並びに暴力団等の反社会的勢力では無いこと、反市場等の反社会的事項が無いことの回答を得ております。当社といたしましては、長與博典氏が暴力団等の反社会的勢力とは関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1)発行価額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、本第三者割当増資の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(平成26年7月31日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である1株150円からディスカウント率9.33%である1株136円といたしました。本新株式の発行価額算定にあたり取締役会決議日の前日終値を採用いたしましたのは、当社が平成26年5月13日に開示いたしました平成26年12月期第1四半期決算短信[日本基準][連結]の公表後に形成された株価であり、直近の市場価格が当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。また、発行価額のディスカウント率に関しましては、当社が8期連続で営業赤字及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることや、当社の発行済み株式総数と本第三者割当増資により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性及びボラティリティ、市場全体の環境を考慮した上で割当予定先からディスカウント要求があり、当社としても本第三者割当増資で得る資金を設備投資や研究開発投資などに投下することにより中長期的に安定した経営基盤を構築するためには、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)に準拠する10%を超えない範囲でのディスカウントはやむを得ないと判断し、割当予定先とも十分に協議した結果、取締役会決議日の前日終値に対して9.33%のディスカウント率とすることが妥当と判断し、決定したものであります。本株式の発行価額を9.33%ディスカウントの136円とすることが有利発行にはあたらないと判断いたしましたのは、上記の当社の現況を踏まえれば、ある程度のディスカウントは致し方ないと考えたことに加え、当該価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にある「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること」に準拠することが理由であります。

また本日開催した本第三者割当増資に係る取締役会に出席した当社監査役全員から、上記算定根拠による発行価額の決定は割当予定先に特に有利な金額または特に有利な条件による発行には該当しない旨の意見を受領しております。

なお、当該発行価格につきましては、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値157.9円からのディスカウント率が13.9%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値161.7円からのディスカウント率が15.9%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値154.7円からのディスカウント率が12.1%となっております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当により発行される本新株式は6,389,500株であり、平成26年7月31日現在の当社発行済株式総数33,500,880株に対して、19.07%(議決権総数333,487個に対しては19.16%)となります。また平成25年11月8日に株式会社リポート&メディカル等を割当先とする第三者割当により発行した新株式及び新株予約権(以下「前回第三者割当増資」という。)により発行した当社普通株式17,544,000株(平成26年1月1日を効力発生日とする株式分割後の発行株式数)との合計数は23,933,500株となり、前回第三者割当増資決議前の当社発行済株式総数である15,956,880株に対して149.99%となります。これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、今回の資金調達の主たる目的である既存事業のIT関連事業及び環境事業の強化に加えて、再生可能エネルギー事業及びヘルスケア事業分野への参入は、継続的安定的な収益基盤の構築に欠かせない投資であり、当社の中期経営計画に沿って収益の改善及び財務体質の強化に使用し、当社の企業価値を向上させるため、将来的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。

また、当該割当予定先より、当社の今後の事業戦略を中長期的に評価し、株式の保有を行っていく旨を確認していることなどから、割当予定先に割り当てられた株式が一時に流通市場に放出されることによるインパクトはないと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合
株式会社リゾート&メディカル	東京都千代田区紀尾井町4-1	14,036,000	42.08%	19,469,800	48.99%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	1,237,400	3.71%	1,237,400	3.11%
須田 忠雄	群馬県桐生市	-	-	735,200	1.85%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番3号	719,700	2.15%	719,700	1.81%
山田 至人	東京都大田区	712,000	2.13%	712,000	1.79%
清水 啓之	神奈川県横浜市	267,800	0.80%	267,800	0.67%
株式会社一や	高知県高知市帯屋町1丁目1018	250,000	0.74%	250,000	0.62%
MSCO CUSTOMER SECURITIES 常任代理人モルガン・スタン レーM U F G証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目97	236,000	0.70%	236,000	0.59%
小川 幸雄	愛知県一宮市	236,000	0.70%	236,000	0.59%
安田 勝	神奈川県横浜市	235,000	0.70%	235,000	0.59%
計		17,929,900	53.71%	24,098,900	60.64%

(注) 1. 議決権比率は小数第3位以下を切り捨てて表記しています。

2. 募集前の大株主構成及び議決権比率は、平成26年6月30日時点の株主名簿をもとに作成しております。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第20期)「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、当該有価証券報告書提出日(平成26年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年8月1日)までの間において、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成26年3月1日～ 平成26年7月31日 (注)	3,508,000	33,500,880	52,576	327,470	52,576	307,470

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

### 2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」である有価証券報告書(第20期)及び四半期報告書(第21期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年8月1日)までの間において生じた変更その他の事由はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年8月1日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もございません。

### 3. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第20期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年8月1日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。  
(平成26年3月28日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、平成26年3月27日開催のという社第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年3月27日

##### (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更分の件

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、森蔭政幸、浅井克仁、関塚聖一の3氏を選任する。

(第2号議案に対する修正動議)

本議案については、関塚聖一に代えて成瀬岳史を取締役候補者とし、取締役として、森蔭政幸、浅井克仁、成瀬岳史の3氏を選任する旨の修正動議を、当社取締役会から提出いたしました。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、飯富康生、菅谷幸彦の2氏を選任する。

##### (3) 決議事項の内容

議決権を有する株主数 6,689名

議決権個数 1,675,044個

## (4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	無効(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	896,775	1,311	0	4	(注)2	可決(99.85%)
第2号議案						
森蔭 政幸	895,955	2,135	0	0	(注)3	可決(99.76%)
浅井 克仁	895,919	2,171	0	0	(注)3	可決(99.75%)
関塚 聖一					(注)4	
成瀬 岳史	701,800 (注)5	156,568 (注)5	2,128 (注)5	0 (注)5	(注)3	可決(81.55%)
第3号議案						
飯富 康生	895,952	2,138	0		(注)3	可決(99.76%)
菅谷 幸彦	895,967	2,123	0		(注)3	可決(98.76%)

- (注) 1. 賛成割合は、本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席の株主のうち各議案の賛否について賛成が確認できた議決権の数の割合であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
4. 第2号議案については、取締役候補者である関塚聖一に代えて成瀬岳史とし、取締役として森蔭政幸、浅井克仁、成瀬岳史を選任する旨の修正動議が、会社法上適法な決議として成立しましたので、原案に含まれる取締役候補者関塚聖一の選任に関する議決権数は集計しておりません。
5. 委任状による出席を含む当日出席した株主のうち賛成の確認ができた議決権数であります。なお、議決権行使書面に「賛」の表示があったものは反対として、また「否」の表示があったものは棄権として、それぞれ取り扱っております。

## (5) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席の株主のうち、各議案の賛否について確認ができたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成26年5月16日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社遺伝子治療研究所
住所	栃木県宇都宮市鶴田二丁目17番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 浅井 克仁
資本金	30,000千円
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の経営及び運営に関する業務</li> <li>・医療分野における研究・開発及び臨床応用、研究受託</li> <li>・先端医療技術の研究・開発及び細胞加工等の細胞医療支援事業</li> <li>・バイオテクノロジー研究開発及び同支援事業</li> <li>・特許ライセンス取得・管理・売買及び技術指導の仲介事業</li> </ul>

(2) 当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	(異動前)	(異動後)
所有議決権の数	- 個	380個
総株主等の議決権に対する割合	- %	63%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当該子会社の資本金の額が当社資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日 設立 平成26年5月16日

(平成26年7月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社仙真堂
住所	東京都台東区蔵前三丁目6番7号
代表者の氏名	代表取締役社長 浅井 克仁
資本金	30,000千円
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬局、薬店、ドラッグストアの経営、用地開発業務、営業権の売買に関する業務</li> <li>・ 医薬品、医薬部外品、毒物・劇物、工業薬品、農薬、医療機器、衛生用具、健康用器具、介護用品、介護用具、動物用医薬品、日用品雑貨、家庭用雑貨、育児用品、健康食品、サプリメント、スキンケア・ヘアケア商品、化粧品等の研究開発、製造、販売及び輸出入</li> <li>・ 医療器具及び医療施設のリース並びに開業支援</li> <li>・ 医療、医薬品研究開発に関する情報の収集及び提供</li> <li>・ 不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介</li> <li>・ 飲食店の経営及び運営の受託業務</li> </ul>

(2) 当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	(異動前)	(異動後)
所有議決権の数	- 個	600個
総株主等の議決権に対する割合	- %	100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当該子会社の資本金の額が当社資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日 設立 平成26年7月31日(予定)

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自	平成25年1月1日	平成26年3月28日
	(第20期)	至	平成25年12月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自	平成26年1月1日	平成26年5月14日
	(第21期第1四半期)	至	平成26年3月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月28日

ターボリナックスHD株式会社  
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊明  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中川 俊介  
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックスHD株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックスHD株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが8期継続して発生している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年11月8日開催の取締役会決議及び平成25年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成26年1月1日付で株式分割を実施し、単元株制度を採用している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年1月30日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、平成26年2月4日に設立している。
4. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、第14回新株予約権について権利行使があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ターボリナックスHD株式会社の平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ターボリナックスHD株式会社が平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年3月28日

ターボリナックスHD株式会社

取締役会 御中

### 監査法人元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊明  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中川 俊介  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックスHD株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックスHD株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失の発生が8期継続して発生している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年11月8日開催の取締役会決議及び平成25年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成26年1月1日付で株式分割を実施し、単元株制度を採用している。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年1月30日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、平成26年2月4日に設立している。

4. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、第14回新株予約権について権利行使があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年5月14日

株式会社ジオネクスト  
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジオネクスト(旧会社名 ターポリナックスHD株式会社)の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジオネクスト(旧会社名 ターポリナックスHD株式会社)及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが8期継続して発生しており、当第1四半期連結累計期間においても営業損失が継続している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。